

令和 4 年 第 2 回

大崎町議会臨時会会議録

令和 4 年 10 月 25 日

大 崎 町 議 会

令和4年第2回大崎町議会臨時会

会 期

令和4年10月25日（火） 1日間

月 日	曜日	本会議	委員会	摘 要
10月25日	火	第1日		会 期 の 決 定 議案等上程審議

令和4年第2回大崎町議会臨時会会議録目次

第1号（10月25日）（火）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （令和4年度大崎町一般会計補正予算（第4号））	5
東町長提案理由報告	5
上橋総務課長	5
吉原信雄君	7
東町長	7
中山美幸君	7
東町長	8
上野農林振興課長	8
上橋総務課長	8
上野農林振興課長	9
中山美幸君	9
6. 休 憩	9
東町長	9
中山美幸君	10
7. 日程第4 議案第35号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第5号）	11
東町長提案理由説明	11
上橋総務課長	11
中山美幸君	12
東町長	12
谷迫保健福祉課長	12
中山美幸君	12
谷迫保健福祉課長	12
中山美幸君	12
上橋総務課長	12
稲留光晴君	13
東町長	13

谷迫保健福祉課長	13
稲留光晴君	13
谷迫保健福祉課長	13
中倉広文君	13
谷迫保健福祉課長	13
中倉広文君	14
東町長	14
8. 閉 会	15

第 1 号

10月25日 (火)

令和4年第2回大崎町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年10月25日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（10番，11番）

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

（令和4年度大崎町一般会計補正予算（第4号））

日程第4 議案第35号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第5号）

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一

7番 吉 原 信 雄

2番 富 重 幸 博

8番 中 山 美 幸

3番 稲 留 光 晴

9番 上 原 正 一

4番 諸 木 悦 朗

10番 小 野 光 夫

5番 宮 本 昭 一

11番 児 玉 孝 徳

6番 中 倉 広 文

12番 神 崎 文 男

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘 建設課長 時 見 和 久

副 町 長 千 歳 史 郎 教委管理課長 岡 留 和 幸

総 務 課 長 上 橋 孝 幸 社会教育課長 鎌 田 洋 一

住民環境課長 松 元 昭 二

保健福祉課長 谷 迫 利 弘

農林振興課長 上 野 明 仁

耕地課長 竹 本 忠 行

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 宮 本 修 一

次長兼調査係長 福 永 浩 二

議事係長 上床就路
庶務係主幹 西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、令和4年第2回大崎町議会臨時会を開会し、直ちに会を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、小野光夫君、11番、児玉孝徳君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（神崎文男君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大崎町一般会計補正予算（第4号））

○議長（神崎文男君） 日程第3、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大崎町一般会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、10月1日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に1億4,245万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億2,389万円にするものでございます。

補正の内容は、台風14号の被害に伴う災害復旧経費でございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の9ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費は、合計で6,821万3,000

0円の増でございます。農道などの農業用施設への被害に対する災害復旧関連経費でございますが、主なものを申し上げます。節10需用費46万2,000円は、家畜集合指導センターの屋根の修繕料でございます。節13使用料及び賃借料1,435万円は、農道や林道、水路等における倒木処理に要する機械借上料でございます。節14工事請負費5,260万円は、上別府地区の農道、篠段及び押切地区の水路に係る災害復旧工事費でございます。節18負担金、補助及び交付金59万4,000円は、そお鹿児島農業協同組合から借用している農業機械倉庫が被災したため、双方協議の上、修繕費の2分の1を負担金として支出するものでございます。

次に、項2公共土木施設災害復旧費は合計で4,145万円の増でございますが、こちらは町道の災害復旧に伴う関連経費になります。節12委託料は、町道の災害復旧工事に伴う測量設計委託料700万円が主なものでございます。節13使用料及び賃借料1,790万円は、町道における倒木処理に要する機械借上料でございます。節14工事請負費1,500万円は、町道持留盲歩危線及び加治木堀立小野線に係る災害復旧工事費でございます。節15原材料費80万円は、災害応急用の材料費でございます。

10ページをお願いいたします。項3文教施設災害復旧費の補正額は121万9,000円でございますが、小学校や弓道場などの文教施設に係る修繕料及び小中学校における倒木処理に要する機械借上料でございます。

次に、項4その他公共施設・公用施設災害復旧費でございますが、節10需用費は、ロードミラーや衛生倉庫、旧三文字駅前駐輪場など、公用・公共施設に係る修繕料543万3,000円でございます。節13使用料及び賃借料97万円は、庁舎敷地など町有地における倒木処理に要する機械借上料でございます。節14工事請負費は、2,521万8,000円でございます。医療法人玲心会に貸与しております旧立小野小学校の校舎と特別教室棟の屋根が被災したため、防水に係る応急措置と合わせ、本格的な災害復旧工事を実施するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

款11地方交付税、目1地方交付税2,500万円は、財源調整に伴う普通交付税の増でございます。款15国庫支出金、目3災害復旧費国庫負担金1,000万5,000円は、公共土木施設に係る災害復旧費負担金でございます。款16県支出金、目7災害復旧費補助金3,419万円は、農地・農業施設に係る災害復旧費補助金でございます。款20繰越金、目1繰越金4,691万1,000円は、確定に伴う前年度繰越金の増でございます。款21諸収入、目1雑入1,135万3,000円は、公有建物に係る災害共済金でございます。款22町債、目6災害復旧債

は合計で1,500万円の増でございますが、こちらは説明欄でございます公共土木施設及び公共施設に係る災害復旧事業債を、見込みにより補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、4ページに地方債補正を添付してございますので御参照いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

○7番（吉原信雄君） 災害復旧費の10ページですね、2,521万8,000円の件ですが、玲心会さんが何年か使用されているんですね。今のところ、もう立小野関係地区の方は、あそこの利用度はなされていない状況でありますので、2階の体育館と運動場は。そこを含めて、もう1件、下のほうにプールと1軒、家があるんですね。あの件を含めてですよ、ここは売却なり何かするべきじゃないかと思えますけど、その点について、町長、どう思われますか。

○町長（東 靖弘君） まず、御質問の件につきましては、玲心会の理事長さんとの協議といいたししょうか、向こうの考えとか伺ってみたいと思っております。当時、立小野小学校を無償で貸し付けておりますので、こういった災害の際の負担が出てくるわけでありましてけれども、昭和59年に建築されて、その後、平成16年に災害があつて、その後も災害があつてということで、非常に建物とか周辺の災害も多くなっているというのが現状であります。昭和59年の建築と、それと平成16年の災害があつて、当時、この事業を行うときには、まだまだ国庫補助が残っておりましたので国庫納付金が発生するということがありましたので、無償での貸与という形を取っているわけでありまして、先ほども申し上げましたように、建物も地域も災害が非常に発生してきている状況があります。サンセリテとしても懸念されているものがあると思えますので、十分協議してまいりたいと思えます。

○議長（神崎文男君） ほかにございせんか。

○8番（中山美幸君） 何点かお伺いたします。まず、本専決の予算につきましては、全てが災害復旧に関する予算ということでございましてお伺いたします。

まず、歳出の部分の款10目1節18、農業機械倉庫修繕負担金59万4,000円、これについて2分の1ということなんですが、災害に関する保険に関する加入保険会社、それはまず、どこかということをお示しをいただきたいと思います。これがまず1点です。

それから、この件について、JAとの負担率が2分の1ずつということでございますが、2分の1にした理由、根拠、それも併せてお示しをいただきたいと思います。

それから、同僚議員が先ほど質問いたしました工事請負費、災害復旧費、款10

の1の14工事請負費ですね2,521万8,000円、この件につきましても、同僚議員が申しましたようにですね、当初は国・県の補助事業、そういったものが残っておりましたので無償貸与ということでしたけれども、もう、町長、それよりですね、先ほど同僚議員も言いましたように、無償で譲渡するというような方策を早急に考えられないと、施設もかなり古くなっています。今後、同じような災害が発生する可能性もございます。あすぱると一緒ですよ。そういうことになったときに、本町の負担金というのはかなり出てくる可能性があります。そこは十分に考えてやっていただきたいというふうに私も思います。

それと、今回のこの補正予算につきましては、災害復旧に関することですが、冒頭、町長は6箇所の避難所で137世帯だったのでしょうか、避難されてきたというようなことがございますが、そういった避難所に関する災害、そういったものはなかったのかどうか。避難所に不便はなかったのかどうか。もちろん、住民の方々は避難所というのは安全して生活できる場所ということで避難されると思います。例えば停電も三日、四日続きました。そういった場合の不具合はなかったのか。それから、水は完全に出たのか。生活の一番必要な部分ですね。そういった部分についての災害復旧、そういったものはどのようなふうを考えているか。

以上、お示しをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいま、5点ほどの御質問がありましたので、それぞれの担当課長答弁とさせていただきますが、エコル立小野に関しては、もう無償譲渡を考えたほうが良いという、いつまでも行政の負担が発生するという御質問でありますので、吉原議員さんの御質問と重なる部分がございますが、この点につきましては玲心会のほうと協議してまいりたいと思います。

○農林振興課長（上野明仁君） まず、農業機械倉庫の保険会社なんですけど、今、農協さんで所有されているということで、ちょっと保険会社までは確認していないところがございます。申し訳ございません。

後ほど、また確認しまして報告させていただきたいと思います。

○総務課長（上橋孝幸君） 台風災害における避難所について御質問をいただきました。

まず、避難所に災害がなかったのかという御質問だったかと思います。建物自体に大きな災害があったという報告は聞いておりません。ただ、長期にわたり停電が発生したということでもあります。それから、一部、総合体育館については水も出ない時間帯があったということになります。したがって、避難所としての機能を十分果たしているかという、そういうことではないのかなと思いますので、今後、十分検討させていただきたいと思います。

以上です。

○農林振興課長（上野明仁君） 済みません。質問の回答が、もう1つ漏れておりました。

2分の1にした根拠なんですけども、先ほど申しましたとおり、建物が農協さんの建物でございまして、半分にした理由は協定書がありまして、その中で協議しまして半分ずつとしたところでございます。

○8番（中山美幸君） なぜ、保険会社を聞いたかということをお願いしますと、JAさんが多分保険を掛けていらっやしたとした場合に、その保険金が、我々とは関係がないといいましょうか、そういったことが浮き出てくる可能性があるんですよ。JAさんが加入された保険なので、JAさんの2分の1の負担分に充てるということも考えられるわけじゃないですか。保険が出た全額を出しておいて、その残った半分以上をうちが負担するよと、大崎町が負担するよというんだったら、まだわかるんですよ。そこまで協議はされていないんでしょう。ましてや、先ほど全協で若干説明がありましたけども、全壊でないと保険が出ないということですよ。全壊ということ、あの建物の構造について、専門家である建設課もいらっやいますけども、どういった構造なのか。そして、あれが全壊する可能性があるのかどうか。多分、柱一本残ったら、これは全壊じゃないんじゃないですか。あれは鉄骨スレート造りじゃないんですか。そうした場合に全壊ということは考えられますか。担当課長でもいいし、建設課長でもいいですけども、その見解についてお示してください。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開します。

○町長（東 靖弘君） 大変失礼いたしました。

ただいま、担当のほうにも確認してみたところだったんですが、その倉庫につきましてはかなり以前から町が借入れをして使っているところではありますが、そこが災害を受けたということで、保険会社の基準では全壊の場合にと規定されているというところで、その何割を持って全壊と見なすとかいうところまでは具体的に調べていない。多分書いていないかもしれないんですが、そこまで調べていないというところでもありますので、詳細に調べた上で提案すべきだったかもしれませんが、この点について御質問につきましては、どこを見て全壊と見なすかというところにつきましては答弁できない状況でありますので、そこについては調査をして御報告させていただきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 先ほど私は説明を聞いていて、あらっと思ったんですね。全壊というのは、保険会社の各会社によって見解は違うと思います。法律による全壊、もしくは保険会社による全壊、そういったところによってはかなりの格差が私もあるというふうに思っていますので、そこはやはり契約の段階でどういったものなのか、そして、これを上程される場合にですね、もう少しそこらを研究していただいて提案されるべき問題だと思います。

それと、先ほど同僚議員も質問しました立小野小学校の跡地についてはですね早急に結論を出していただきたい。そうしないと、先ほども申しましたように、いつまでも町の負担が出てくる可能性がありますので、十分考えていただきたいというふうに要望を申し上げておきますし、また、体育館については、水が出なかつたりしたということも、今、総務課長のほうでございました。そういったことについても、やはり事前に検討して、私、配管とかそういったのをちょっと見せていただければ、私も若干はわかるじゃないかなと思うぐらいのことがありますので、もう少し、そういったところを詳細に検討していただいて、そういった非常事態、今後大きな災害も出てくるでありますし、また、今、いろいろと発電施設も割と安価な価格でいろんな状態ができるようになっていきます。そういったものを活用するなど、いろいろと方策を取っていただきたいというふうに要望申し上げます。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大崎町一般会計補正予算（第4号））」は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第35号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第5号）

○議長（神崎文男君） 日程第4、議案第35号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億6,819万円にするものでございます。

補正の内容は、令和4年9月20日の閣議決定を受けて実施する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付に要する経費でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、価格高騰等対策として住民税非課税世帯や非課税世帯と同様の事情が認められる世帯に対して、1世帯当たり5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業に関連する経費でございます。

まず、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

款3民生費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費、節3職員手当等13万3,000円は、職員の時間外勤務手当でございます。節10需用費26万8,000円は、事務に係る消耗品費と確認書等の印刷製本費でございます。節11役務費84万5,000円は、確認書等を郵送する際の通信運搬費と給付金の振込手数料でございます。節18負担金、補助及び交付金は、非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円を給付する価格高騰緊急支援給付金1億4,300万円とシステム改修負担金5万5,000円でございます。価格高騰緊急支援給付金の対象世帯は2,860世帯を見込んでおり、11月上旬には非課税世帯に確認書を送付するなど、迅速に給付開始できるよう準備を進める予定でございます。

以上で、歳出の説明を終わりましたので、次に、歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金1億4,430万円は、価格高騰緊急支援事業に係る事務費補助金と事業費補助金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

○8番（中山美幸君） 歳入についてお伺いいたします。1億4,400万円について、2,860世帯ということと、これに5万円とその必要経費を算定して申請したのか、もしくは国・県のほうでこの補助金について算定されて、こちらのほうにこの金額が確定したのかどうか。その歳入の計算方法、額の確定について、そしてまた、今後、ほかに申請があった場合についての追加、その部分についての歳入について、どのような考えを持っているかお示しをください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

まず、歳入の補助金についての申請についてでございますが、申請自体はまだ行っておりません。この額をもとに、今後、申請する予定でございます。

それから、追加とかの変更が生じたことについては、実績報告が事業が終了した後、出てきますので、そのときをもって変更の申請をする予定であります。

以上です。

○8番（中山美幸君） そういうことになりますと、これは実績払いということによるんですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） この分については実績払いということであります。

○8番（中山美幸君） それまでの間、これはどういうふうな予算をやるんですか。実績払いであれば、それまでやると思いますが、実際動くと思いますが、それまでの予算の措置はどういった方法で措置をするのか、短期借入れをするつもりなのか、ほかの財源から持ってくるつもりなのか、いかがですか。

○総務課長（上橋孝幸君） 財源の件についての御質問でございます。おっしゃるとおり、国庫の補助金は実績払いということで、後もって歳入のほうで受け入れるということになっております。大概の補助事業についてはそういう仕組みかなというふうに理解をしております。そういった場合、どうしても、歳出のほうは執行していかなければなりませんので、そういった支払いの金額、財源をどうするかということになるわけですが、そういった場合は会計課のほうとも十分協議いたしまして、一般財源で確保できない場合は借入れをしたりとか、そういう方法もあるのかなと思っております。

ですので、一旦は町のほうで財源を立て替えて、後で補助金を受け入れるというスタイルになるかと思っております。

以上です。

○議長（神崎文男君） ほかに。

○3番（稲留光晴君） 先ほどいただきました説明書の中でですね対象世帯という②です。家計が急変し非課税世帯と同様と認められる世帯、今年の1月から12月の収入減少が対象と、あと、家計急変世帯を290世帯ということで予想されていますが、これは所得の減少判定基準というものをつくられて、多分、これから非課税世帯及び急変世帯に資料等をですね配布して申請をしてもらうというふうになるんじゃないでしょうかね。所得減少判定基準をちょっとお示してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

まず、290世帯と申しますのは、令和3年度と4年度の実績から見て、およそ世帯数を募っているところです。

それから、急変世帯の所得基準といえますのは、令和4年1月から12月の間のある任意の月、一月分の収入から、それを12倍することで1年分の収入が出ます。同じように、同じ月の経費もかかるでしょうから、その分の経費も12倍して、トータル1年分の収入から経費を引いた残りの所得が出ます。その所得というのが家族の人数、家族構成にもよりますけれども、その人数に応じた均等割を掛けるか掛けないかの判断基準、これは地方税法上の決まりがありますので、それでもって均等割がかからない非課税世帯という相当のところと判断したときに、給付金を交付することになります。

○3番（稲留光晴君） 均等割の非課税ということをおっしゃいましたが、今年の1月から12月の収入減少と1か月の一番収入が下がっている月を12倍する。それは令和3年度の収入の1か月と比較するのかどうか。そういうふうに考えていいんですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 令和3年度の収入との比較はございません。令和4年の1月から12月の一月の収入をもとに、年間の収入を計算した結果、均等割がかかるかどうかの判断ですので、令和3年度の収入は関係ないところです。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

○6番（中倉広文君） 1点だけ御質問をいたします。

家計急変世帯の周知の方法ですが、集落発送等ということになっておりますけれども、自治公民館の未加入世帯への周知、この方法についてはどのようにされるか、それを説明してください。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 自治公民館未加入世帯への周知方法ということですが、例えば町のホームページ、広報とかあります。あと、LINEによる発信

ては原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本臨時会の全日程を終了いたしましたので、令和4年第2回大崎町議会臨時会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時37分